め、「事業年度」の下に「（第七項及び第九項において「部分課税対象年度」という。）」を加え、同条第四項中「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「第三十九条の十八第四項各号」を「第三十九条の十八第六項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十九条の十八第三項から第十一項まで」を「第三十九条の十八第五項から第十三項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第六十六条の九の三第一項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係法人の金融関係法人部分適用対象金額を有する事業年度（第八項及び第九項において「金融関係法人部分課税対象年度」という。）の所得に対して課される外国法人税の額につき、第三十九条の十八第三項の規定の例により計算した金額とする。

第三十九条の二十の七に次の四項を加える。

6　法第六十六条の九の三第四項に規定する課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係法人の課税対象年度の所得に対して課される所得税等の額（同項に規定する所得税等の額をいう。次項及び第八項において同じ。）につき、第三十九条の十八第十五項の規定の例により計算した金額とする。

7　法第六十六条の九の三第四項に規定する部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係法人の部分課税対象年度の所得に対して課される所得税等の額につき、第三十九条の十八第十六項の規定の例により計算した金額とする。

8　法第六十六条の九の三第四項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係法人の金融関係法人部分課税対象年度の所得に対して課される所得税等の額につき、第三十九条の十八第十七項の規定の例により計算した金額とする。

9　法第六十六条の九の三第四項及び第六項に規定する政令で定める事業年度は、特殊関係株主等である内国法人が、当該内国法人に係る外国関係法人の課税対象年度の課税対象金額（法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額をいう。次条において同じ。）に相当する金額、部分課税対象年度の部分課税対象金額（法第六十六条の九の二第六項に規定する部分課税対象金額をいう。次条において同じ。）に相当する金額又は金融関係法人部分課税対象年度の金融関係法人部分課税対象金額（法第六十六条の九の二第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいう。次条において同じ。）に相当する金額につき、法第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける事業年度とする。

第三十九条の二十の八第一項中「いう。」の下に「次項、」を加え、同条第二項中「（法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「又は」を「以下この項において同じ。）」に改め、「（法第六十六条の九の二第四項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「、」につき、第三十九条の十九第二項の規定の例により」を「以下この項において同じ。）又は金融関係法人部分適用対象金額（特殊関係株主等である内国法人の配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金融関係法人部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該外国法人の当該適用対象金額、部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額に係る事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該特殊関係株主等である内国法人の有する当該外国法人の請求権勘案直接保有株式等（内国法人が有する外国法人の株式等の数又は金額（当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額）をいう。次項において同じ。）の占める割合を乗じて」に改め、同条第三項中「」又は」を「以下この項において同じ。）」に、「」につき、第三十九条の十九第三項の規定の例により計算した金額」を「以下この項において同じ。）又は金融関係法人部分適用対象金額（特殊関係株主等である内国法人の前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金融関係法人部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該外国法人の当該適用対象金額、部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額に係る各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該特殊関係株主等である内国法人の有する当該外国法人の請求権勘案直接保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同条第五項第一号中「若しくは部分課税対象金額」を「、部分課税対象金額若しくは金融関係法人部分課税対象金額」に、「若しくは同条第四項」を「、同条第六項」に、「（法」を「若しくは同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額（法」に改め、同条第七項中「」又は」を「以下この項において同じ。）」に、「」につき、第三十九条の十九第十項の規定の例により」を「以下この項において同じ。）又は金融関係法人部分適用対象金額（特殊関係株主等である内国法人の配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金融関係法人部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該他の外国法人の当該適用対象金額、部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額に係る事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該特殊関係株主等である内国法人の間接保有の株式等の数（同項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。次項において同じ。）の占める割合を乗じて」に改め、同条第八項中「」又は」を「以下この項において同じ。）」に、「」につき、第三十九条の十九第十一項の規定の例により計算した金額」を「以下この項において同じ。）又は金融関係法人部分適用対象金額（特殊関係株主等である内国法人の前二年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金融関係法人部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該他の外国法人の当該適用対象金額、部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額に係る各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時において当該特殊関係株主等である内国法人が同条第十項第一号の外国法人を通じて間接に有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数の占める割合を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同条第九項中「第三十九条の十九第十二項」を「第三十九条の十九第十三項」に改め、同条第十項及び第十一項中「特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等」を「特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改める。

第三十九条の二十の九第一項中「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に、「外国関係法人」を「同項に規定する外国関係法人（次項及び第三項において「外国関係法人」という。）」に改め、同条第二項中「法第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人に該当するものに限る。）」を削り、「又は部分適用対象金額」を「、部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額」に、「同条」を「法第六十六条の九の二」に改め、同条第三項中「その有する」を「その直接及び間接に有する」に、「法第六十六条の九の二第二項第四号に規定する直接及び間接保有の株式等の数（以下この項において「直接及び間接保有の株式等の数」という。）」を「株式等」に、「有する当該外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数」を「直接及び間接に有する当該外国関係法人の株式等」に、「有する直接及び間接保有の株式等の数」を「直接及び間接に有する当該外国関係法人の株式等」に改め、同条第四項中「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に改め、同条第五項中「第六十六条の九の二第十項」を「第六十六条の九の二第十三項」に改め、「（第三項、第七項及び第八項を除く。）」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「第三十九条の二十の四まで及び第三十九条の二十の七から」を削り、同条第六項中「（第三項、第七項及び第八項を除く。）」及び「第三十九条の二十の四まで若しくは第三十九条の二十の七から」を削る。

第三十九条の二十四の見出しを「（中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第六十六条の十三第二項に規定する政令で定める金額は、同項の法人がその有する国内にある減価償却資産で同項に規定する事業再編促進対象事業の用に供されていたものにつき同項に規定する設備廃棄等を行つた場合の次に掲げる額その他当該設備廃棄等を行つたことにより生じた損失の額の合計額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額とする。

一　当該減価償却資産の当該設備廃棄等の直前の帳簿価額及び当該減価償却資産の取壊し、除去又は廃棄の費用その他当該設備廃棄等について生じた付随費用に係る損失の額

二　当該設備廃棄等と併せて廃棄又は売却をされる当該法人の有する棚卸資産の当該廃棄又は売却による損失の額及び当該廃棄又は売却に係る経費その他付随費用に係る損失の額